

第2回 一宮町中央公民館建設検討委員会 席次表

(一宮町保健センター3階 会議室 14時00分~)

○ 一宮町町議会 副議長
委員長 小関 義明

議長席

○ 一宮町子ども会育成会
会長
村山 裕紀

○ 一宮町女性会
会長
長島 豊美

○ 一宮町つくも会
会長
齋藤 繁美

○ 一宮町社会福祉協議会
会長
吉野 繁徳

○ 一宮町ボランティア連絡協議会
会長
柳澤 伸子

○ 公募委員
福邊 克吉

○ 公募委員
中村 雅紀

○ 公募委員
鈴木 祐子

○ 一宮町町議会
総務経済常任委員長
川城 茂樹

○ 一宮町町議会
厚生文教常任委員長
藤井 幸恵

○ 教育委員会
教育長職務代理者
小高 隆

○ 教育委員会
教育委員
立花 亜由美

○ 一宮町社会教育委員会議
議長
大場 謙次郎

○ 一宮町文化協会
会長
渡邊 恵之助

○ 一宮町立小中学校校長会
会長
岡田 一人

○ 一宮町区長会
会長
藤井 敦

出入口

事務局

事務局

傍聴席 (5席)



傍聴席 (5席)



一宮町中央公民館建設検討委員会における傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮町中央公民館建設検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、開会10分前までに、一宮町中央公民館建設検討委員会傍聴希望書（別記第1号様式）に住所、氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の数は10人以内とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。

(傍聴ができない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。

- (1) 酒気を帶びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

(行為の禁止)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 委員長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持込み使用すること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(制止等)

第5条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

2 委員長は、秘密会を開くときその他必要と認めるときは、傍聴人を退場させる
ことができる。

第6条 委員長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やか
に退場しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、教育長の決裁が完了した日から効力を有するものとする。

別記第1号様式（第2条関係）

一宮町中央公民館建設検討委員会傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。

傍聴にあたり、下記事項を順守します。

令和 年 月 日

氏名		連絡先
住所		

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. 携帯電話は必ず電源を切って傍聴してください。
3. 会議会場での写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の録画・録音を目的とする機器の持ち込み・使用はご遠慮ください。
4. 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となるような行為は慎んでください。
5. 説明・発言等に対し賛否を表明し、または拍手をすることはできません。
6. 傍聴中、私語・談話・拍手はご遠慮ください。
7. 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
8. 傍聴中、飲食および喫煙はご遠慮ください。
9. 傍聴中、みだりに傍聴席を離れないでください。
10. 傍聴中、やむ得ない場合を除き入退室はしないでください。
11. 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している方、酒気を帯びていると認められる方、審議に影響を及ぼす恐れがあるものを携帯または着用している方、そのほか秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断わりいたします。
12. 前各項目に掲げるもののほか、会議を妨害し、または妨害となるような挙動や他人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた場合は、退場となる場合があります。
13. その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

===== 以下、事務局記載欄 =====

受付	
番号	

会議録

件名：第1回一宮町中央公民館建設検討委員会
年月日：令和6年7月24日（水）10:00～12:20
場所：一宮町保健センター 会議室

出席委員：小関義明委員・川城茂樹委員・藤井幸恵委員・小高 隆委員・立花亜由美委員
大塙謙次郎委員・渡邊恵之助委員・藤井 敦委員・村山裕紀委員・長島豊美委員
齋藤繁美委員・吉野繁徳委員・柳澤伸子委員・福邊克吉委員・中村雅紀委員・
川田しのぶ委員・鈴木祐子委員
欠席委員：岡田一人委員・鵜沢清永委員
事務局：教育課 渡邊課長・山口副主幹・宇野主査・中村主査補・田中
関係課職員：総務課 高田課長・諸岡副主幹
企画広報課 渡邊課長

1 開会

2 町長・教育長あいさつ ※公務のため、あいさつ後に退席となりました。

3 委嘱書交付 ※出席委員に、委嘱書を交付致しました。

4 検討委員及び事務局 ※自己紹介

5 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

一宮町中央公民館建設検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、委員の互選により
委員長及び副委員長が選出されました。

委員長 小関義明委員(一宮町議会副議長)

副委員長 小高 隆委員(一宮町教育委員会 教育長職務代理者)

(2) 委員会設置の目的とスケジュールについて

事務局(教育課)より、資料説明

以下の質問がありました。

質問：検討委員会報告書が、中央公民館建設の基本計画書に反映されると思うが、基
本計画書は検討委員会に諮ることはしないのか。

説明：検討委員会報告書の内容は、基本計画に記載されると想定しています。

何らかの事情で、検討委員会報告書の内容と中央公民館基本計画書が大幅に変更
になるような場合は、検討委員に相談します。

質問：本委員会では報告書までしか作らないのか。報告書を基に基本計画を作るのだと
から、この委員会で基本計画まで作るべきでは。

説明：一宮町役場の新庁舎建設の際にも、各団体や町民の方による検討委員会から、
報告書を提出して頂きました。この報告書を基に、町が基本計画書を作成し、町
主催で住民説明会を開催しています。公民館も同様に進めていく予定です。

次回の第2回検討委員会の参考資料として、一宮町役場建設の検討委員会報告書
と建設基本計画書を用意します。

質問：これほど大きな金額が動くのに、5回の検討委員会の開催だけで来年3月までに基本計画が完成するのか。

説明：検討委員の皆様にお願いするのは、公民館に対するご意見やご要望などを委員会報告書として取りまとめていただくことであります。

検討委員会の今後の進め方についても協議願いたい。

質問：本委員会の中で、このような公民館が欲しいと発言はできるのか。

説明：次回の第2回検討委員会で各委員から意見を伺う予定です。

質問：馬淵町長が公民館に関してはゼロベースと話しているが、白紙の段階から本日スタートするつもりでよいか。議事録は作成するのか。傍聴席は設置するのか。

説明：予算の制約はありますが、建設場所や整備方針についてはゼロベースとなります。議事録は作成します。傍聴席についてはこの後、委員の皆さんで協議願いたい。

(3) 公共施設改修に伴う財政計画（R4～R16年度）の説明

事務局（教育課）より、資料説明。

以下の質問がありました

質問：町の公共施設の財政計画に、給食室が小中学校親子方式で入っているが、当事者と整備方法の話し合いもしていないのに、行政主導で先走るのは止めて欲しい。

説明：財政見通しを立てるため、仮の建設条件を設けて財政計画を作成しています。
給食室の小中学校親子方式は決定事項ではありません。

質問：この財政計画はあくまで試算用であり、何かの承認が得られたものなのか。

説明：試算用です。決定事項ではありません。

(4) 住民ニーズ調査（アンケート）の実施について

事務局（教育課）より、資料説明。

検討委員より、以下の意見がありました

アンケート問8について

- ・アンケート内に金額（建設工事費）を入れない方がよい。
- ・まずは欲しい機能や場所について調べることが大切。
- ・町長が一度、町の広報紙で公民館建設の金額について出しており、公（おおやけ）にしているのだから町の財政を知る上で入れた方がよい。
- ・物価高騰もあるため、金額の前に「約」を入れてはどうか。

アンケート問11について

- ・「親や小さな子供が自由に過ごせる施設」だけでなく、「若者や青年が自由に過ごせる施設」が選択肢にあると嬉しい。
- ・「飲食のできるスペース」を追加して欲しい。

協議結果

問8 金額の前に「約」を追加。

問11 「若者や青年が自由に過ごせる施設」と「飲食のできるスペース」を追加。

- (5) 住民対話集会(タウンミーティング)の実施について
事務局(教育課)より、開催計画を説明。
開催日 令和6年8月24日(日) 9:30～ 中央公民館大会議室
事前申し込み制 定員50名
- (6) 団体聞き取り調査(グループヒアリング)の実施について
事務局(教育課)より説明。
8月～9月の時期に、町内の各団体(子育て世代、若者世代、福祉関係、文化関係など)
に聞き取り調査を実施。

6. その他

- (1) 次回建設検討委員会の開催方法について
会議の傍聴について協議した結果、傍聴は可能となりました
傍聴ルールに関しては、一宮町教育委員会の傍聴規則に準ずることが承認されました。
- (2) 次回以降の検討委員会の開催日程について
事務局(教育委員会)より、会議開催日程を説明。

7. 閉会

一宮公民館検討委員会 事前質疑

質疑1：

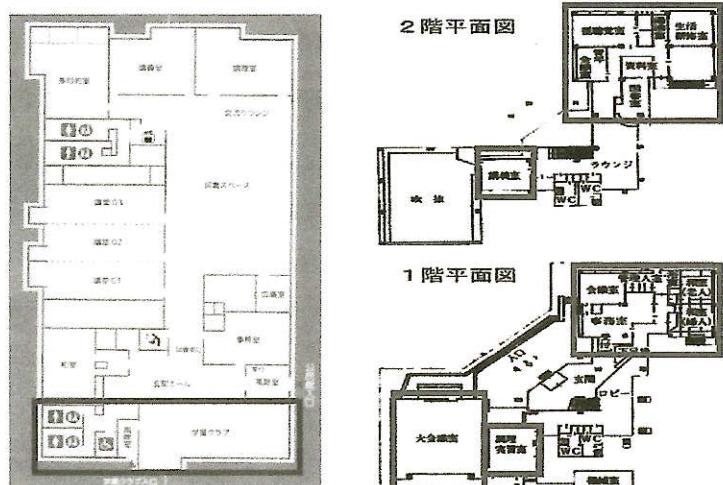
一宮公民館をリフォーム又は立て替えの際に長柄町公民館を手本としている様だが、そもそも長柄公民館は学童クラブが付帯した大きな施設である。

一宮公民館の場合は学童クラブ設置の予定はなく、現在の床面積で十分な機能を保てる筈である。

そもそも、リフォーム+一部増築と言う考え方で中庭の木造建築の図書スペースの計画があるが、限られた予算のリフォームで進めるのであれば、現在の1Fの無駄なスペースを活用するべきと考える。また、構造的にリフォームは無理があり、資金の無駄使いと考える。それでもリフォーム案を含めて計画をするのか。

長柄公民館：1784m²
(うち学童クラブ約200m² 赤枠)

一宮公民館：1244m²
(うち入口玄関ロビーが約1/3を占有)
(実際に利用している部屋 青枠)



質疑2：

一部を木造で増築+リフォームの場合は既存のコンクリート構造物は20~30年後に建替えが必要となるが無駄な費用と考える。

そもそも利用者のニーズに合わせて建設費用が算出するのが当然であり当初から10億の予算内で進めること計画は本末転倒となる。予算はタウンミーティング、アンケートの回答を持って、住民のニーズを纏めた後に再計算をするべきと考える。

質疑3：

タウンミーティングで公開された資料に地震による一部崩壊が危惧されているが、これを耐震工事で解決するという記述は見当たらない。

町は榎本設計事務所が耐震工事をすれば問題なしとの回答を得たというが、実際に榎本設計に確認したい。本当に榎本設計が太鼓判を押しているのであれば、責任は榎本設計にあることになる。
検討委員会に参加していただき真意を確かめたい。

質疑4：

木造建築をどの様な形態とするのか疑問がある。

町内には木造建築の大型簡易宿所がS E構法により建設されたが、この様な在来工法とは異なる建築とするのか。その場合はS E構法で進める予定があるのか知りたい。

2024/8/28 第2回 一宮町中央公民館建設検討委員会

(資料) 次世代育成、および持続可能な公共施設運営に向けた要望・意見 子ども会・村山委員 提出資料

小・高校生の居場所つくり (児童館/ユースセンター)



写真: 武藏野プレイス(東京都武蔵野市)

カフェ/人が集う場つくり (シェアキッチン/フリーラウンジ)



写真: 武藏野プレイス(東京都武蔵野市)

地域のたまり場・斜めの関係構築・第3の居場所

用事がなくとも立ち寄りたい場・稼ぐ公共施設

自習/読書スペース、ダンス/演劇スタジオ、
音楽スタジオ、工作室、軽運動スペースなど

フリーラウンジ、リラックススペース(座敷等)、
カフェ、シェアキッチン※など
※保健所の営業許可の取得し、複数の料理人や飲食店が共同で利用

コシセプト

機能 (一例)

実現に向けた 重要ポイント

スタッフ配置(子どもにこなれて頼れる大人)

2024.08.20
一宮町つくも会

“公民館建設検討委員会へのアンケート”

協力者	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区
	10区	11区	15区	16区	17区	新浜	釣区

◇ アンケート集計(No. 1)

問 6.公民館の満足度	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
① 中央公民館の立地	8	1	3	1	
② 交通アクセス	9	1	1	2	
③ 建物全体の大きさや広さ	1	3	6	3	
④ 駐車場の広さ	1	3	6	3	
⑤ 趣味や学習活動の使いやすさ			10	2	1
⑥ 音楽活動の使いやすさ		1	4	7	1
⑦ 体操や運動の使いやすさ		1	9	2	1
⑧ 発表会や講演会の使いやすさ			4	9	
⑨ 図書室の使いやすさ			3	8	2
⑩ 調理室の使いやすさ		8	5		
⑪ 自習スペースの使いやすさ			6	7	
⑫ フリースペースの使いやすさ			6	6	1
⑬ 避難所としての使いやすさ		1	2	5	5
⑭ 施設予約のとりやすさ	1		11	1	
⑮ 施設の利用できる時間		4	9		

問 7.現状の公民館施設に対する意見要望

1. トイレが狭く不潔である
2. ピアノの調律がされていない
3. 階段の手すりが不備である
4. 図書室が利用しにくい
5. トイレの洋式化を望む
6. 階段の傾斜がきつい
7. スリッパに履き替えるのが不便(高齢者には)
8. 冷暖房の不具合が多い

問 8.財政計画について	(1)	(2)	(3)	(4)
	1	1	8	3

問 9.建物の位置について	(1)	(2)
	10	3

問 10. 別の場所に移動したほうが良いと思う理由

1. 山の手に町有地があり、そこを”避難場所を兼ねた公民館”にすることが良いと思う

“公民館建設検討委員会へのアンケート”

◇ アンケート集計(No. 2)

問11.これからの公民館について、どのような施設を望みますか?

① 町民誰もが気軽に交流できる施設	2	
② サークル活動や講演会など、社会教育や生涯学習の施設	3	
③ 絵画や音楽など、文化芸術に親しめる施設	4	
④ 町の図書室の充実。気軽に読書に親しめる施設	7	
⑤ 静かな環境で勉強や学習ができる施設	1	
⑥ 発表会や講演会などができる広い施設	3	
⑦ 体力づくりや健康づくりができる施設	2	
⑧ 調理ができる施設	5	
⑨ 親や小さな子供が自由に過ごせる施設		
⑩ 町の歴史資料の展示や保管が出来る施設		
⑪ 絵画や書などの作品展示ができる施設		
⑫ 災害など、いざというときに避難できる施設	10	
⑬ 喫茶スペース		
⑭ 自然や環境に配慮した施設		
⑮ 現状の中央公民館と同様の施設でよい	1	
⑯ その他(高齢者と子供たちが一緒に集える場所の新設)	1	

問12.新しい中央公民館について要望・意見

1. 公民館の老朽化は私達も感じています。リフォームの繰り返しより新設を希望します
2. 私達高齢者は新しい施設を見ることは出来ないと思いますが、私は今まで公民館活動で多くのことを学び、沢山の友達が出来ました。有り難うございました。
(手芸教室、コーラス、人形教室、ちぎり絵、婦人会活動等)
3. 将来の人口減少を見据えた計画をお願いします
4. 施設を複合的に拡大して、各種発表会の出来る『文化ホール、音楽劇場』の整備を
5. 図書室の充実化を望みます
6. 調理室の近代化
7. 避難場所を兼ねた施設
8. 文化施設、歴史資料館等の複合施設
9. 高齢者の憩いの場所=福祉センター(飲食可能な)の増設
10. 現在地での新設(1F=駐車場, 2F以上=避難場所を兼ねる)
11. JRより山側の土地に”社会福祉協議会と公民館の合同庁舎の新設”を望みたいが、今より大規模な用地確保ができるのか?

中村委員 提出資料

一宮町教育長様

中央公民館建設計画策定に向けた報告書（意見書）

（近隣の類似施設の見学・学習の結果、報告書等）

検討委員 中村雅紀

令和6年8月20日

7月24日の第1回検討委員会に出席し、一宮町中央公民館の建設設計画に
関し、他の市町村の実態を知りたいと痛切に感じ、個人として以下の9カ所の
公民館等を見学・学習させていただきました。次にまとめた結果と共に、私の
所見を報告します。

見学施設

- (1) 長生村文化会館 (2) 長生村交流センター (3) 睦沢町公民館
- (4) 岬町公民館 (5) 茂原市東部台文化会館 (6) 本納公民館
- (7) 長南町公民館 (8) 長柄町公民館 (9) 白子町公民館

1.各公民館等の概要について

(1) 長生村文化会館

大規模な図書室（学習室併設）、大ホール、プラネタリウム等を備え
ている。

(2) 長生村交流センター

旧中央公民館から独立したもので、比較的新しい施設である。
大きな講堂・ふれあい広場・学習室・郷土資料室等を備えている。
また、「生涯クラブ」の拠点として、文化会館の含め61団体が利用し
ている。

(3) 睦沢町公民館

小規模な図書館（学習室併設）・各種和室・調理実習室・3階には天
体観測室もある。
なお、別館として歴史民俗資料館、大規模講堂（ゆうあい館）
も併設している。

(4) 岬町公民館

旧公民館を9億円かけてリフォームし、令和5年8月にオープンした、新築同様な建物である。小規模な図書室、第1～第9研修室、いこいの部屋を備えている。

また、岬町市民局も兼ね、屋上は緊急避難施設にもなっている。

なお、補助金は合併特例債を利用したこと。

(5) 茂原市東部台文化会館

①大規模な図書館（学習室併設）、大規模な音楽ホール、トレーニング室（卓球練習室）、調理実習室を備えている。また、隣に体育センターを併設している。

②昭和60年新築時、総費用約10億円の内、東部土地整理組合より、建設資金3億円、備品購入費3千万円の寄付があった。

(6) 茂原市本納公民館（ほのおか館）

平成29年4月、オープンで、小規模な図書コーナー、大規模な多目的ホール、第1～第3会議室、調理室を備えている。

また、本納支所もあり、生活活動および防災拠点としても位置づけられている。

(7) 長南町中央公民館

大分老朽化している、小規模な図書室（学習室併設）、大規模な講堂（ホール）、各種研修室を備えている。

(8) 長柄町公民館（ながランホール）

①昨年オープンした近代的な建物である。

3万冊所蔵の大規模な図書スペース、122席の移動観覧席を備えた講堂、多目的室を備えている。

②総費用12億円を要した。

③図書室の少し前に講堂（柔道場・剣道場・卓球場）がある。

(9) 白子町公民館

今の公民館は50年以上経過していて、老朽化している、歴史民俗資料室だけはあるが、社会福祉協議会の福祉拠点となっている。公民館としての役割は、役場隣にある青少年センターがその役割を担っている。

青少年センター

中規模の図書室、416席を備えた大ホール、会議室、視聴覚室を備えている。

「生涯学習講座」が充実している。

(10) 一宮町中央公民館

小規模な図書室、大会議室（講堂）、和室、視聴覚室、講義室、生活研修室、青年会議室、調理室を備えている。

所 見

公民館は、町の文化尺度を示すものであり、増改築を繰り返すよりも、新築・規模拡大で、10億円を超えるのもやむを得ないと思います。また、建物の位置は、現在の場所で、敷地等も考慮し、1部、3階があってもいいのではないかと思います。更に、防災拠点・避難場所の役割も果たせば良いとお思います。

2. 各種公民館の図書室と学習室について

1	長生村文化会館	大規模な図書室	大規模な学習室 併設
2	長生村交流センター		中規模の学習室 独立
3	睦沢中央公民館	小規模な図書室、	小規模な学習コーナー 併設
4	岬町公民館	小規模な図書室	中規模の学習室 併設
5	茂原市東部台文化会館	大規模な図書室	中規模の学習室 併設
6	本納公民館 (ほのおか館)	小規模な図書コーナー	
7	長南町中央公民館	小規模な図書室	小規模な学習室 併設
8	長柄町中央公民館 (ながランホール)	大規模な図書室 約3万冊の蔵書	小規模の学習室 併設
9	白子町公民館 青少年センター	中規模な図書室	
10	一宮町中央公民館	小規模な図書室	小規模な学習コーナー 独立

所 見

大規模な図書室は望まないにしても、中規模の図書室と中学生・高校生・一般の人たちが読書・学習する中規模の学習室の設置が望されます。

3. 各種公民館の講堂（大会議室）について

1	長生村文化会館	大ホール一階段状 各種行事等で多目的に使用
2	長生村交流センター	大ホール 3B 体操、ポッチャ、輪投げ、太極拳
3	睦沢中央公民館	隣接別館「ゆうあい館」大ホール 各種文化活動、軽スポーツ で使用
4	岬町公民館	大会議室 様々な会議、サークル活動として使用
5	茂原市東部台文化会館	大音楽ホール 音楽設備が充実している
6	本納公民館 (ほのおか館)	大規模な多目的ホール（定員－150名） 各種文化活動で使用
7	長南町中央公民館	中規模の講堂（ホール） 各種文化活動で使用
8	長柄町中央公民館 (ながランホール)	大ホール階段状（122席）,移動観覧席 各種行事・イベント等で使用
9	白子町公民館 (青少年センター)	会議室で使用
10	一宮町中央公民館	大会議室 町内行事、講演、各種文化活動で使用

所 見

大きな講堂においては、多目的用途も兼ねて、卓球、太極拳、ダンス等もできるよう配慮をお願いしたい。GSS センターのみにしわ寄せがいかないように、分散してほしい。

4. 各種公民館のすべての居室等（除図書室・講堂）について

1	長生村文化会館	会議室、和室、調理室、視聴覚室
2	長生村交流センター	ふれ合い広場、会議室、大1～2会議室、研修室、ダンスルーム、郷土資料室
3	睦沢町中央公民館	和室、ロビー、視聴覚室、音楽室、美術工芸室 天体観測室（3階）
4	岬町公民館	第1～5研修室、第6～8研修室、いこいの部屋 茶室、視聴覚室、調理自習室、岬地域市民局
5	茂原市東部台文化会館	会議室、和室、音楽室、調理実習室、娯楽室 トレーニング室（卓球練習室）
6	本納公民館 (ほのおか館)	本納支所、第1・2会議室、第1～3研修室、音楽室 ふれ合いロビー、防災倉庫
7	長南町中央公民館	研修室、講座室、和室、洋室、講義室、集会室
8	長柄町中央公民館 (ながランホール)	多目的室、講義室。調理室、交流ラウンジ、会議室 学童クラブ
9	白子町公民館 青少年センター	社会福祉協議会事務局、歴史民俗資料館 和室、茶室、会議室、視聴覚室、
10	一宮町中央公民館	和室、調理室、視聴覚室、青年会議室、生活研修室 講義室

所 見

岬町公民館や本納公民館（ほのおか館）に見られるように、防災拠点・避難場所としても考慮していただきたい。

5. 寄付・補助金、その他全般について

(1) 寄付について

昭和60年、茂原市東部台文化会館の建設に当たって、総費用約10億円に対して、東部土地整理組合から建設資金3億円・備品購入費3千万円の寄付があった。

(2) 補助金について

令和5年、岬町公民館のリフォームにあたっては、いすみ市合併特例債を利用したこと。

(3) 一宮町中央公民館のリフォーム・新築においては、一般寄付・目的寄付・クラフトファンディング等利用出来るものはないであろうか。また、補助金（助成金）等で活用できるものがあれば検討願いたい。

以上、この見学・学習の報告資料が一宮中央公民館のリフォーム・新築に少しでも役立つのであれば幸いです。

公民館、児童館、老人いこいの場を併設した複合施設。

(例) 子育てルーム、ゆうぎ室 → 保健センターにはあるが、本日は使用できない。
学童室 → 小学生たちが放課後に安心して遊ぶ場所。
学習室 → 自由に学習ができる場所。
サークル活動室 → 町民誰もが憩いの場として利用できる場所。
郷土資料室 → 古のものはもちろん、カーフォトチャーモドリ入れる。
防災設備 → ひないでんとして最大限に活用できる場所

川田委員 提出資料

人々が集い、交流し
健やかに過ごせる
場所づくり

社会教育法における公民館に関する主な規定

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

-2-

「公民館」という枠にとらわれずと考えていく。

地域の現状 → この地域のニーズに合わせてもの、地域的課題を踏まえ
(福祉、町民の生活、教育、防災、学校、カルチャー)

→ これらの課題に対して様々な行政部門があるが、もと複合的に
独立して取組むと効果が薄くなるのではないか? → 考え方が必要では?

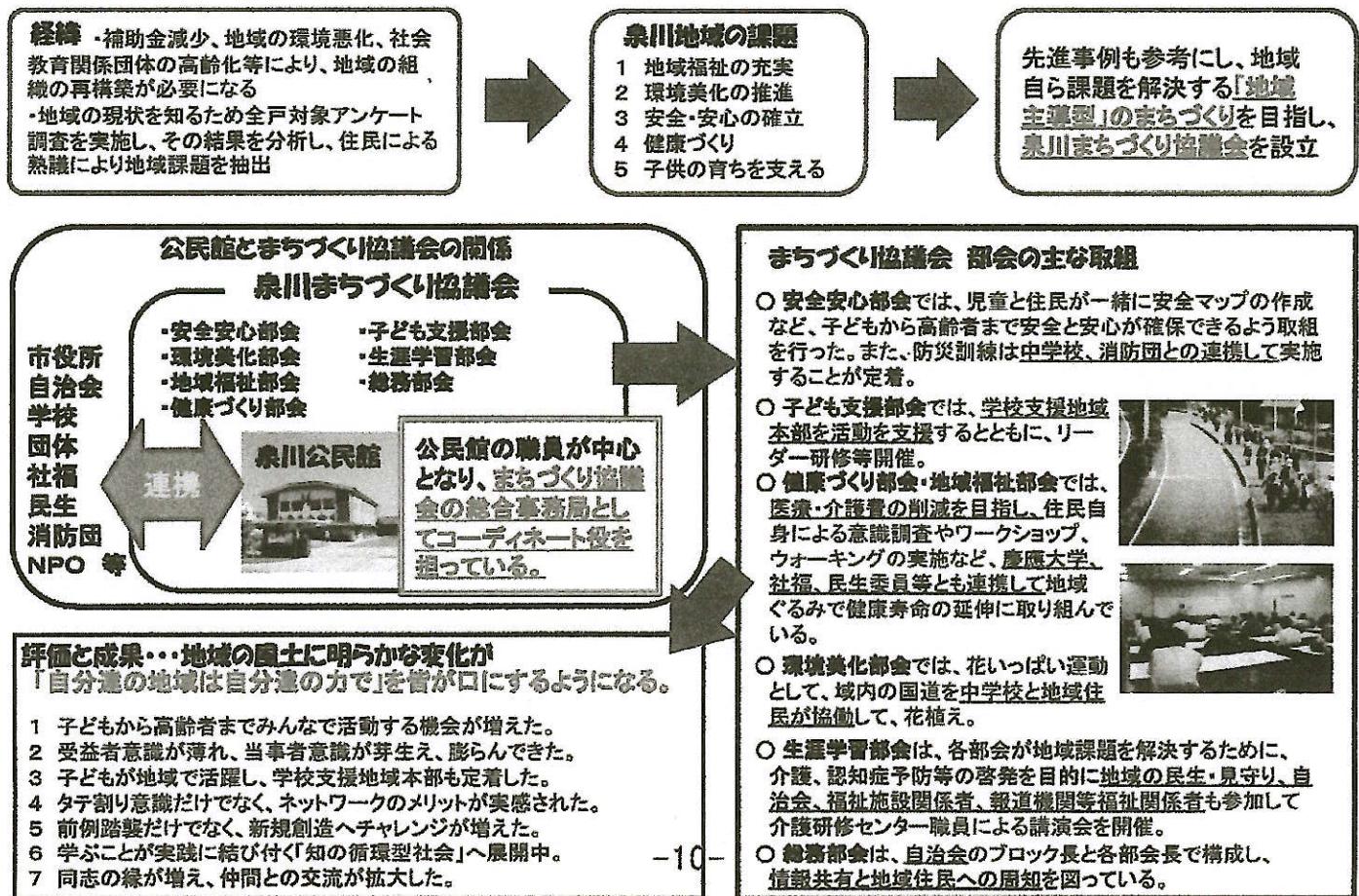
→ 社協、教育委員会、町役場、自治会が連携し、複合的な施設づくり

→ 成功事例を見つけ勉強

→ 代設施の実態

→ どのような補助が受けられるのか

公民館がまちづくりの中心となる事例 ~新居浜市泉川公民館の取組~



A 公民館と B 防災に対応した施設（避難所・避難生活所）を希望**1. A 公民館と、B 避難所・避難生活をする場所・防災施設を併せもつ建物にする**

- ① どのような公民館にするか、アートや音楽、文化関係、子育て関係者らとも検討し、楽しい（ユニークな）施設にする。避難生活所等は防災アドバイザーとも検討。
- ② 公民館は生涯学習や交流の場として、赤ちゃんから高齢者までが利用でき、楽しく過ごして人間関係を養い、元気な生活が送れて、自分を磨くことのできる楽しい施設。
- ③ 大地震や津波、風水害などの災害時に、避難所として、或いは長期的な避難生活を送る人に支援を行い、1日も早い復興を実現するための施設。
- ④ 通常Aとして使う部屋を、災害時には切り替えてBとして使うなど、できる限りの部屋や設備を兼用する。
- ⑤ 防災の勉強会を開く。町の防災会議、自主防災組織の会議等。防災士育成支援。

2. 新築

基本、全館土足禁止？（清掃する人材の都合、衛生の都合）。 土足は場所を限定期に？

3. 建設費用は、税金を使わないでできないかな、、、

- ・緊急防災・減災事業債（検討委員会資料）
- 都市再生整備計画補助金、ふるさと納税、クラウドファンディング、

4. 建設場所は津波を考慮する

- ① 第一希望 高台
- ② 第二希望 津波浸水区域外の場所（GSSセンター近辺の旧梨畑など）
- ③ ①②が無理で、現在と同じ場所になる場合
→高床式のような建物、2階・或いは2階以上がAB施設の機能を持つ
1階は駐車場などに利用

5. 停電しない

- ① ソーラー+蓄電池のシステムを初期費用ゼロの方法で設置
(参考*千葉市の避難所、宮古島の来間地区(島))
 - ・電力会社に”屋上“を場所貸しする
 - ・電力会社には広さが必要なので、保健センターにも設置するなど確保のための検討
- ② 駐車場に、EV充電スタンドを設置
- ③ 役場庁舎で発電された電気をABの施設で利用できるのだろうか？

6. 避難生活でも使えるトイレ

- ① 上水道が断水しても使用できる。雨水も多く貯水して活用する
- ② 循環式のエコトイレはどうなの？ 分解に時間がかかる対応できないか
- ③ 簡易トイレの備蓄

*尊厳ある生活のために、色々な方法を調べて検討し、決める（諦めない）

7. 調理室

一度に100人分等の規模で衛生的に食事やお弁当を作ることができる。普段の福祉関係の配食や避難生活の給食作りを賄う。自炊を望む避難生活者にも場所提供の対応ができる。小中学校の給食を賄うには、必要な調理室の規模を考えなければならない。

避難生活の場合、タンパク質、食物繊維、ミネラルなど、健康維持のための食事にしてこれまでの各地の避難生活での、「腹持ち良い炭水化物の食事」を変える。

8. 風呂・シャワー

避難生活の衛生や健康維持のために使用。

断水の時でも使用できるよう、浄化・循環するシャワーを設置（リディラバ 阿部俊樹）

9. 宿泊室

災害を受けた住民や役場職員、町内の学校教師が宿泊して、仕事ができるように支援。

10. 空調・雨戸

- ① 感染症に対応できる空調設備
- ② 強化ガラスの窓だが、雨戸でさらに強化。

11. 尊厳のある避難生活（世界的なスフィア基準やイタリアの法律を知る）

- ① 床に雑魚寝は非衛生的。菌や埃等は落下して床に溜まるのでベッド類が必要
- ② 部屋の広さに関わらずプライバシーが保護される避難生活が送れる

12. 公民館を避難所・避難生活所として使用

役場職員・社会福祉協議会・医師・看護師・薬剤師・保健士、栄養士らが事務や業務を行う部屋を設ける。

→ 役場や社協ほかも、会議室などを事務室として共用する
医務室、薬局、
相談室（災害後の生活や困りごとの相談をする）、倉庫室、備蓄倉庫、

ペットの避難（館内的一部をペット避難場所とする。飼い主も一緒にいられるなど。
できるだけケージを持参。

避難生活になれば即、駄菓子屋、日用雑貨店、リサイクル衣料店を開く（外部委託）

13. 公民館としての施設

- 遊べる屋外、半屋外スペース、カフェ、クライミングの壁、
- 町の図書室＋学習室（町の図書室は主に大人が利用者）、図書は万冊単位で
- フリーWiFiで全館でネット使用できる。
- 防音室（カラオケ、音楽練習、音響関係の備品）
- 子どもたちが放課後におしゃべりなどして過ごせるオープンルーム
- 子育て支援（親子で遊ぶための育児ルーム、授乳室、オムツ替えできるトイレ）
- ロビーは、くつろいだりコミュニケーションのスペース、自販機、大型TV設置
- 講堂
 - 階段状の自動式の席（100名収容）
(仕切で複数会議室に切替、視聴覚室を兼ねる、照明や音響)、
運動場を兼ねる（バドミントン等のネット支柱が設置できる床）
＊温暖化で、屋外での運動が難しくなっているから屋内での運動で命を守る。
- 会議室
- 防災勉強室
- 調理室（p2参照）
- 和室
- 郷土資料類展示室
- 展示スペース（廊下の壁を展示仕様にし、廊下やロビーで展示会を開催）
- 宣材や広報関係のコーナー（棚）
- 多目的ルーム
- 学童で利用できる部屋
- 更衣室、コインロッカー（避難生活用に多数設置）

鈴木 祐子

4. 要望書の取り扱いについて

住民の皆様からのご意見・ご要望を調査するため、以下のとおり計画しています。

中央公民館整備に関するご意見・ご要望について

中央公民館の整備についてのご意見・ご要望をお聞かせください。

中央公民館建設検討委員会の参考資料とさせていただきます。

お寄せいただいたご意見。ご要望につきましては、個人が特定できないように編集をしたうえで、一宮町ホームページなどで紹介させていただく場合があります。

なお、頂いたご意見・ご要望に対して個別に回答することはございません。ご了承ください。

お知らせ方法：一宮町ホームページ・広報一宮9月号

受付期間：令和6年9月3日～令和6年10月2日

受付方法：お名前、住所、電話番号、メールアドレスなどをご記入のうえ、
メール、郵送、または持参で以下へご提出ください。

メールアドレス syakai@town.ichinomiya.chiba.jp

郵送の場合 〒299-4301 一宮町一宮2461番地
一宮町教育委員会 教育課 社会教育係あて

持参の場合 一宮町教育委員会または一宮町中央公民館へご持参ください

提出様式：自由（ご意見や要望の内容について、わかりやすいよう箇条書きなど
でご提出ください）

問い合わせ先：一宮町教育委員会 教育課 社会教育係 TEL 0475-42-1416

一宮町役場庁舎建設検討結果報告書

一宮町役場庁舎建設検討委員会

平成23年3月

はじめに

一宮町役場庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）は、庁舎建設を検討するにあたり幅広い見地から意見を求めて協議検討を行う場として設置され、庁舎建設に係る基本的事項に関して審議をするために、平成22年8月に委嘱されました。

その後これまでに、町内の各公共施設の現況調査や郡内公共団体の庁舎視察等を行ない、町財政状況について説明を受けるなどしながら、庁舎建設のあり方について8回にわたる会議を重ねてきました。

役場若手職員で構成される庁舎建設検討委員会が、平成21年10月にまとめた庁舎建設検討結果報告書を基礎資料とし、町民の視点を取り入れ、鋭意検討を重ねた結果として、次のとおり委員会の意見を取りまとめましたので報告いたします。

検討結果

1. 基本的な考え方

新庁舎は、一宮町の基本構想に掲げる『躍動する緑と海と太陽のまち』としての町のシンボルとして、周辺の自然環境や諸条件に調和した良好な景観をつくり、町民に親しまれ、町民に誇りと信頼を感じさせるものであり、町民との協働でつくる庁舎であること。

また行政事務処理が合理的、能率的に行なわれ、高度情報化社会に対応できる近代的で快適な機能と空間を持ち、併せて町民にとっても利用しやすい機能を備えたものであり、耐震性・安全性に優れた構造と維持管理の容易な設備の備わっている庁舎とするものであること。

2. 建設場所について

新庁舎建設場所の候補地については、役場職員庁舎建設検討委員会の検討結果報告書の中で提示されていた3箇所の町有地について、新庁舎建設の適地であるかどうかの協議検討を行ないました。

候補地の3箇所は次のとおりです。

- 1)現役場庁舎敷地内
- 2)駅付近資材置場
- 3)元農林試験場跡地

委員会では、候補地3箇所のそれぞれの利点について多くの意見が出され活発な議論が行われましたが、経済性・利便性・防災拠点(避難所は別途協議する)

等の観点から、新庁舎建設の位置は現役場庁舎敷地内が適地であると決定しましたが、平成23年3月11日に発生した東北関東大震災を教訓に、再度検討願いたい。

3. 建設に当たっての基本的事項

(1) 規模等

事業費は、町の財政状況を十分勘案して、できる限り借金をしないで、将来に多額の負債を残し財政運営に支障をきたさないように、身の丈に合った経費を検討するとともに、木材を利用した暖かみのある庁舎等構造についても幅広く考察し、華美に走ること無く合理的で機能的なバランスの取れた庁舎の規模となるように熟慮すること。

(2) 外観

庁舎は町のシンボルとして、周辺の環境等を考慮した外観にする。外装については、維持費の軽減を考慮するとともに、経年の変化にも耐えられる材料を採用する等考慮すること。

(3) 議会関係施設

議場等は、議会の独立性を配慮するとともに円滑な議会活動が確保できるように配慮する。併せて執行機関との関連性も考慮して機能的に配置すること。

また議会閉会時には、議場が多目的に利用できる施設となるように配慮すること。またそれに伴う議場について、効果と経費の検討をすること。

その他に、町内ホテルの施設を借用し議場として利用することが、可能かどうかの検討をすること。

- ①議長室、議員控え室、議会図書室を配慮する。その他の委員会室等は、会議室として兼用できるよう有効活用を考えるようにする。
- ②ロビーを広くするよう配慮する。
- ③傍聴席は、適切なスペースを配慮する。

(4) 庁舎事務室関係施設の具体的な事項

- ①町民の接触の多い部門は低階層に配置し、カウンターを低くし、椅子を設置する等の工夫をする。
- ②将来の行政機構に対応するため、事務室をできる限りオープンフロアにする。

- ③身障者・高齢者等のための設備(身障者トイレ、エレベーター等)を配慮する。
- ④書類等の保管・収納場所について配慮する。書庫はできる限り効率性・利便性の高いものとする。
- ⑤防災設備に十分配慮する。
- ⑥ロビーには、町民の休憩コーナー等のスペースを配慮する。
- ⑦職員の福利厚生として休憩所(食堂)を配慮する。
- ⑧空調整備は、全館冷暖房ができるものとし、各部屋の特性により空調ゾーニングもできるものとする。
- ⑨事務の効率化を図るため、OA化に配慮する。
- ⑩完成後のランニングコストを極力節減できるように、省エネルギー対策に十分配慮する。

(5) その他

- ①図書室については、建設スペースと財源が確保できるのであれば、庁舎内に設置を検討するものとする。それが困難であれば、今後の公共施設整備計画の中で検討されることを望む。
- ②防災計画書の整備に努め、公共施設整備を計画的に進められることを望む。
- ③地元企業も参加できるように配慮する。
但し、検討委員が関係する企業は、原則として除外する。

上記のとおり、委員会では、町から委ねられた新庁舎建設に関する基本的事項について、意見を取りまとめました。

現庁舎は、昭和42年建設であり老朽化が進み、雨漏りも激しく、また人命を脅かす耐震性にも問題があるため、早急に推進委員会で具体的な計画を進めていただき、一宮町の新庁舎が一日も早く完成されることを祈念して委員会の報告とします。

一宮町役場庁舎建設検討委員会委員名簿

(任期 平成22年8月2日~23年3月31日)

組織・団体等名	職名等	氏名
一宮町議会	議員・経済常任委員長	森 佐衛
一宮町議会	議員・厚生常任委員長	中村 新一郎
一宮町商工会	理事	鶴岡 巍
一宮町区長会	会計・8区-1区長	高師 僕二郎
一宮町社会福祉協議会	副会長	副会長柳澤 伸子
学識経験者	千葉大学大学院工学研究科准教授 一宮町建築アドバイザー	会長 岡田 哲史
学識経験者	建築家	副会長慎 蒼樹
町民代表者	公募による	安田 秀雄
町民代表者	公募による	大橋 照雄
町民代表者	公募による	斎藤 浩

一宮町役場庁舎建設検討委員会の開催状況

1. 委員会の開催

第1回委員会	平成22年 8月 2日
第2回委員会	平成22年 9月 29日
第3回委員会	平成22年11月 1日
第4回委員会	平成22年11月 22日
第5回委員会	平成23年 1月 19日
第6回委員会	平成23年 2月 9日
第7回委員会	平成23年 2月 21日
第8回委員会	平成23年 3月 23日

2. 委員会の視察

平成22年12月10日
長柄町役場・睦沢町役場・広域町村圏組合

3. 委員会の開催経緯

	開催年月日	主な内容
第1回	平成22年8月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員への委嘱書の交付 ・一宮町役場庁舎建設検討委員会設置要綱について ・会長の選任について ・役場内部庁舎建設検討委員会の検討結果報告書を基に経過説明 ・今後の進め方について (新庁舎建設の場所、面積、規模、構造等設計条件について審議。)
第2回	平成22年9月29日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設検討委員会の諮問機関としての位置付けについて ・同上委員会の傍聴等について ・委員の経歴について ・副会長の選任について ・庁舎建設設計に係わる基本的事項について (新庁舎の位置について、3箇所の候補地で協議の結果、現役場庁舎敷地内を適地で決定。その他新庁舎の規模について)
第3回	平成22年11月1日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・役場内部庁舎建設検討委員会委員の会議出席について ・委員会の傍聴等について ・新庁舎の規模について (議会関係施設について、図書室(館)について)
第4回 (公開)	平成22年11月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の規模について (議会関係施設整備について…保健センターの活用、議場等整備の基準について) ・他団体の庁舎視察について
視 察	平成22年12月10日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・長柄町役場、長南町役場、長生郡市広域市町村圏組合の庁舎・議会棟を視察。
第5回 (公開)	平成23年1月19日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・視察の意見交換について ・次年度4月以降の庁舎建設の進め方について ・前回委員会時の町民アンケートについて
第6回	平成23年2月9日（水）	

(公開)		<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県宮代町役場庁舎の視察報告について ・公共事業の発注選定方法の事例報告について ・前回委員会時の町民アンケートについて ・庁舎建設設計に係わる基本的事項について (庁舎建設費用と財源について) (地域防災計画書の庁舎について)
第7回 (公開)	平成23年2月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の発注選定方法の事例報告について (再報告) ・前回委員会時の町民アンケートについて ・一宮町役場庁舎建設検討結果報告書(案)について
第8回 (公開)	平成23年3月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会時の町民アンケートについて ・一宮町役場庁舎建設検討結果報告書(案)について

一宮町新庁舎建設基本構想・基本計画

平成24年3月

千葉県 一宮町

目 次

第1章 基本構想・基本計画の目的

1. はじめに	1
---------	---

第2章 新庁舎の必要性

1. 現庁舎の現状と問題点	2
2. 検討経過	3

第3章 新庁舎の建設方針

1. 新庁舎建設の基本理念	5
2. 新庁舎に求められる基本機能	5
3. 新庁舎の建設位置	7
4. 新庁舎建設に係る基本指標	10
5. 新庁舎の建設規模	10
6. 新庁舎の構造	11
7. 新庁舎の建設手法	11
8. 新庁舎建設の配置計画	13
9. 事業費	14
10. 建設スケジュール	15

第1章 基本構想・基本計画の目的

1. はじめに

一宮町役場の本庁舎は、延べ床面積1086.06m²で昭和42年5月に建設されました。

その後、町の発展や人口の増加に伴い、事務室が不足したため、昭和63年に建設課・都市整備課の事務室として西庁舎を建設し、平成12年には一宮町保健センターの建設に伴い、福祉健康課を移転しました。しかし、行政需要の拡大や、事務事業の電算化に伴ってパソコン等の機器類も増え、事務室や書庫等の狭隘化が進んでいます。

建物の老朽化による問題も生じており、平成9年の耐震診断の結果では耐震性の不足など地震に対する危険性が指摘されていますが、本庁舎の耐震改修工事には仮庁舎の建設等を含め多額の費用が必要となり、かつ、すじかいや柱が増加して事務室の狭隘化が一層進むこととなることから、耐震改修費用を投じても将来的に施設の付加価値が見込めない状況にあります。このため、現在の本庁舎は耐震改修工事が施されておらず、震災等で即応すべき時に、本庁舎の直接的な被害により行政機能そのものが損壊し、災害対策が機能不全に陥るケースが想定されます。また、本庁舎はエレベーターやトイレなど高齢者や障害のある方への対応も十分ではなく、利便性に欠け、人にやさしい建物となっておりません。

このような状況の解決は、本町にとって長年の懸案事項であり、これらの問題を解消するため、新庁舎の建設について検討を行ってきました。「一宮町新庁舎建設基本構想・基本計画」は、これまでの新庁舎建設をめぐる検討を踏まえて、本町が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定される「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。



一宮町役場本庁舎(昭和42年建設)

第2章 新庁舎の必要性

1. 現庁舎の現状と問題点

(1) 庁舎の老朽化による安全性の低下

建設後44年が経過し、耐用年数(50年)まであと6年となっています。

庁舎の老朽化に伴い、冷暖房・給排水等設備の維持、雨漏り対策及び照度の確保に限界があり、経済効率性に欠け、維持修繕費が年々増加する等の問題を抱えています。

平成9年度に実施した耐力度調査において、耐震性の問題が指摘されました。新耐震設計基準においては、大地震(震度6程度以上、地震の規模によってはそれ以下でも一部倒壊の恐れがある)に耐えうることはほぼ出来ないと診断結果が出ています。今後、補強工事を実施した場合も耐用年数が残されていないことから、数年後には再び改築の必要性が出てきます。

多くの町民が訪れる庁舎であるため早急に安全性を確保し、また災害時には災害対策本部として、町民の安全を守る機能を有していることから、十分な安全性を確保した庁舎建設が必要です。



屋上防水機能の劣化による雨漏り



耐震補強部品の腐食

(2) 庁舎の狭隘化による町民サービス機能の低下

行政の役割が多様化するにつれて、窓口や待合スペース・会議室・倉庫などに必要な面積が増え、業務に必要な部屋の数が不足するなどの影響が出ています。また、町民が人には知られたくない内容を相談するスペースが確保できないため、プライバシーや個人情報を保護しにくい状況も見受けられます。



通路に置かれた書類棚



狭い事務スペース

2. 検討経過

(1) 庁舎建設プロジェクトチーム

平成20年度に、新庁舎建設の手法や実現方法を研究調査するため、町職員によるプロジェクトチームを組織しました。22回の会議を重ね、検討結果を町長に報告しました。

(2) 一宮町庁舎建設検討委員会

新庁舎建設にあたり、その内容に町民の意見・提案を反映させるため、町内の様々な分野における団体の代表者や学識経験者、公募による委員など10人の委員で構成する一宮町庁舎建設検討委員会を開催しました。

検討委員会は平成22年8月から平成23年3月までの間に、8回にかけて行われ、委員の皆様より多くの意見をいただきました。一宮町庁舎建設検討委員会の主な検討結果は、以下のとおりです。

一宮町庁舎建設検討委員会報告

平成23年3月

(1) 基本的な考え方

新庁舎は、一宮町の基本構想に掲げる『躍動する緑と海と太陽のまち』としての町のシンボルとして、周辺の自然環境や諸条件に調和した良好な景観をつくり、町民に親しまれ、町民に誇りと信頼を感じさせるものであり、町民との協働でつくる庁舎であること。

また行政事務処理が合理的、能率的に行なわれ、高度情報化社会に対応できる近代的で快適な機能と空間を持ち、併せて町民にとっても利用しやすい機能を備えたものであり、耐震性・安全性に優れた構造と維持管理の容易な設備の備わっている庁舎とするものであること。

(2) 建設場所について

新庁舎建設場所の候補地については、役場職員庁舎建設検討委員会の検討結果報告書の中で提示されていた3箇所の町有地について、新庁舎建設の適地であるかどうかの協議検討を行ないました。

候補地の3箇所は次のとおりです。

- 1) 現役場庁舎敷地内
- 2) 駅付近資材置場
- 3) 元農林試験場跡地

委員会では、候補地3箇所のそれぞれの利点について多くの意見が出され活発な議論が行われましたが、経済性・利便性・防災拠点(避難所は別途協議する)等の観点から、新庁舎建設の位置は現役場庁舎敷地内が適地であると決定しましたが、平成23年3月11日に発生した東北関東大震災を教訓に、再度検討願いたい。

(3) 建設に当たっての基本的事項

① 規模

事業費は、町の財政状況を十分勘案して、できる限り借金をしないで、将来に多額の負債を残し財政運営に支障をきたさないように、身の丈に合った経費を検討するとともに、木材を利用した暖かみのある庁舎等構造について幅広く考察し、華美に走ること無く合理的で機能的なバランスの取れた庁舎の規模となるように熟慮すること。

②外観

庁舎は町のシンボルとして、周辺の環境等を考慮した外観にする。外装については、維持費の軽減を考慮するとともに、経年の変化にも耐えられる材料を採用する等考慮すること。

③議会関係

議場等は、議会の独立性を配慮するとともに円滑な議会活動が確保できるように配慮する。併せて執行機関との関連性も考慮して機能的に配置すること。

また議会閉会時には、議場が多目的に利用できる施設となるように配慮すること。またそれに伴う議場について、効果と経費の検討をすること。

その他に、町内ホテルの施設を借用し議場として利用することが、可能かどうかの検討をすること。

I. 議長室、議員控え室、議会図書室を配慮する。その他の委員会室等は、会議室として兼用できるよう有効活用を考えるようにする。

II. ロビーを広くするよう配慮する。

III. 傍聴席は、適切なスペースを配慮する。

(4) 庁舎事務室関係施設の具体的な事項

- ① 町民の接触の多い部門は低階層に配置し、カウンターを低くし、椅子を設置する等の工夫をする。
- ② 将来の行政機構に対応するため、事務室をできる限りオーブンフロアにする。
- ③ 身障者・高齢者等のための設備(身障者トイレ、エレベーター等)を配慮する。
- ④ 書類等の保管・収納場所について配慮する。書庫はできる限り効率性・利便性の高いものとする。
- ⑤ 防災設備に十分配慮する。
- ⑥ ロビーには、町民の休憩コーナー等のスペースを配慮する。
- ⑦ 職員の福利厚生として休憩所(食堂)を配慮する。
- ⑧ 空調整備は、全館冷暖房ができるものとし、各部屋の特性により空調ゾーニングもできるものとする。
- ⑨ 事務の効率化を図るため、OA化に配慮する。
- ⑩ 完成後のランニングコストを極力節減できるように、省エネルギー対策に十分配慮する。

(5) その他

- ① 図書室については、建設スペースと財源が確保できるのであれば、庁舎内に設置を検討するものとする。それが困難であれば、今後の公共施設整備計画の中で検討されることを望む。
- ② 防災計画書の整備に努め、公共施設整備を計画的に進められることを望む。
- ③ 地元企業も参加できるように配慮する。但し、検討委員が関係する企業は、原則として除外する。

(3) 一宮町庁舎建設推進委員会

新庁舎建設は、これまでの検討の段階から推進へと新たな段階に入り、今後の新庁舎建設に伴う諸課題に対し方針をまとめたため、平成23年度に、一宮町庁舎建設推進委員会(庁内組織)を設置しました。

推進委員会は平成23年6月から平成24年2月までの間に10回にかけて行われ、平成24年2月に最終原案をとりまとめ、町長に報告を行いました。

第3章 新庁舎の建設方針

1. 新庁舎建設の基本理念

庁舎は子どもからお年寄りまで、また、障害者や外国人の方等、多くの町民が訪れる場所であるため、誰にとっても利用しやすく、また職員にとっては働きやすい場所であることが望されます。

また庁舎は、一宮町のまちづくりの拠点であり、災害時には災害対策本部としての機能を備えていることが重要です。このようなことから、新庁舎の目指す姿を以下のとおりとします。

基本理念：誰もが利用しやすい、まちづくりと防災の拠点

2. 新庁舎に求められる基本的機能

(1) 町民サービスの向上が図られ、効率的な行政経営の場

ア 誰もが利用しやすい庁舎

ユニバーサルデザイン(障害のある方、高齢者等の区分なしにすべての人にとって使いやすいうようにデザインされたもの)に配慮した庁舎づくりを行います。

イ 玄関ホール

訪れた方が休憩をとれる空間を設置します。

町の特徴(セールスポイント・歴史・文化)やまちづくりの方向性、町政やイベントなどの情報を発信するための空間を設置します。

ウ 窓口

高齢者、車いす利用者などにも配慮した座位の窓口カウンターを設置します。

町民の利用頻度が高い窓口は、可能な限り1、2階に設置し、関連する窓口の集積化を図ります。

エ 機能的な執務空間

住民サービスの向上を含め将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更等にも柔軟に対応できる庁舎(オープンフロア化)を検討します。

オ 書庫、倉庫

書庫の集約化を図り、書庫の効率的な利用を図ります。

永年保存文書や災害時の対応に備え、重要書類の保管室を設置します。

土木用具や看板等の資材を収納できる保管庫を設置します。

カ 福利厚生施設

職員の健康管理等の観点から、昼食時の休憩場所の確保や、男女別の更衣室など、保健機能に配慮します。

(2) 防災拠点としての機能

ア 庁舎の安全性

大規模な地震などの災害時にも行政機能を維持できるように、建物自体の耐震や防火などの対策に加えて、自家発電システムなどのバックアップ機能の強化を図り、町民の安全を守る役割を果たせる庁舎とします。

イ 災害対策本部

庁舎は、大規模災害の発生時には、災害対策本部としての機能を担うことになります。

災害対策本部は、大規模水害の可能性も考慮し、低層部には設けず、防災担当部門との関係を考慮した場所に配置します。

ウ 津波避難者の一時避難場所

高さ10mの津波を想定し、津波が来襲した場合は、新庁舎を緊急避難場所として対応できるよう、避難者の受け入れが可能な場所を配置します。

(3) 議会活動を推進する場

ア 議場、議会関連施設

議決機関としての独自性を保つとともに、誰もが容易に傍聴できる傍聴席を整備します。

議長室、議員控え室、議会図書室を配備し、委員会室等は会議室と兼用できるよう検討します。

議場については、閉会時など議会運営に支障のない範囲で、他の目的に有効活用できるよう検討します。

(4) 維持管理を考慮した経済的な庁舎

ア 簡素で効率的、経済的な庁舎

財政状況が厳しさを増す中、自主財源の乏しい財政基盤においての新庁舎建設は、慎重な財政計画のもとで、建設や維持管理のコストを十分認識しながら進めていく必要があります。そのため、華美な要素を抑制し、組織改編等に対する自由度の高さや、事務の効率性を重視するとともに、維持修繕や清掃などの管理が容易に行え、かつ長期的な維持管理費の低減が図れる庁舎とします。

イ 省資源・省エネルギー化

自然エネルギーや、雨水などについて活用を検討します。

照明や空調などは、節電などの効率的な設備機器を導入し、維持管理経費の低減を図ります。

3. 新庁舎の建設位置

(1)建設候補地

庁舎建設が可能な敷地面積を確保できる候補地として4箇所を抽出し、次の4つの視点から捉え、比較検討を行いました。

ア 実現性と経済性

- ・現在の町の経済的状況を考え、新庁舎建設用地の取得費や土地造成工事費を抑制できる場所。
- ・庁舎移転が円滑に行える場所。

イ 利便性

- ・新庁舎への歩行者、自転車、自動車等のアクセスに十分配慮した場所。
- ・十分な駐車場が確保できる場所。
- ・他の公共施設と連携を取りやすい場所。

ウ 防災拠点としての安全性

- ・津波、土砂崩れ、浸水など自然災害の影響を受けにくい場所。
- ・町民や防災関係機関がアクセスしやすい場所。

エ 都市計画との整合性

- ・庁舎の移転により中心市街地が空洞化する事がないよう配慮した場所。

■候補地位置図



※①～③の町有地のほか、一宮中学校の半径500m程度の位置にある高台を想定し、候補地④として併せて検討しました。

	① 現庁舎敷地内	② 駅前資材置場	③ 旧林業試験場	④ 一宮中学校近辺の民有地（想定）
面積	2,922 m ²	2,100 m ²	21,000 m ²	26,000 m ²
所有者	町有地	町有地	町有地	民有地
接近 (直線距離)	人口重心 …約 350m	人口重心 …約 500m	人口重心 …約 700m	人口重心 …約 1,550m
区域区分 (線引き)	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種中高層 住居専用地域	用途地域の指定の ない区域
標高	約 3.2m	約 4.8m	約 10.0m	約 13.5m
用地費概算	0円	0円	0円	約 3 億 4 千万円
造成費概算	2,000 万円	2,000 万円	約 1 億 7000 万円	約 4 億 5,000 万円
その他			造成工事及び用途変 更に一定の期間を要 する。	用地取得及び造成工 事に一定の期間を要 する。

【検討表の補足事項】

- ・人口重心は、平成 17 年国勢調査により、北緯 35 度 22 分 10.83 秒、東経 140 度 22 分 12.66 秒とした。概ね町役場現庁舎南 350 m の場所に位置する。
- ・用地費については、地権者から事業協力を受けることに鑑み、近隣の宅地の民間取引価格を最低限確保しました。
- ・造成費については、施工業者、施工方法等によって大幅に変化することがあるため、あくまで目安の概算です。

※各候補地の地形や主な特徴については、別添の補足資料をご参照下さい。④については民有地であるため省略しています。

(2)建設位置

現庁舎の老朽化に伴い、耐震性・安全性に問題があることを考慮すると、事業の実現が可能で、早期に着手できる場所であることが重要です。

また、住民の利便性や、交通事情、他の官公署との関係に加え、本町の厳しい財政事情により新規の用地取得や土地造成工事費の財源確保が困難なことなどを総合的に判断した結果、現庁舎敷地に建設することが、最適と判断しました。

津波対策としては、新庁舎の構造を鉄筋コンクリート造とし、4階建て以上の高い建物とします。また、県では九十九里沿岸に防潮堤を整備することを計画しているため、県と協力して津波に対する施設整備を推進していきます。

建設位置は、現庁舎敷地内とする。



地名地番	長生郡一宮町一宮2457-1
敷地面積	2922.07m ²
用途地域	第1種住居地域 容積率200% 建ぺい率60%

4. 新庁舎建設に係る基本指標

項目	総定数
①計画人口	13,000人
②計画世帯数	5,000世帯
③議員数	16人
④新庁舎に配置する職員数	74人

※一宮町総合計画人口推計(平成23年4月)により、平成32年度の将来人口を13,000人、将来世帯数を5,000世帯と想定します。

※議員数は、平成24年3月1日現在の議員数とします。

※職員数は、平成24年3月1日現在の新庁舎に配置する組織の職員数とします。

5. 新庁舎の建設規模

庁舎の延床面積は、総務省の「地方債事業の標準面積算定基準」を基本に算定します。

総務省起債許可に係る標準面積に基づく算定

用途・室名	面積基準(m ²)	職員数	必要面積(m ²)
①事務室 特別職	54	3	162.0
課長級	11.25	11	123.8
課長補佐・係長級	8.1	34	275.4
一般職員	4.5	26	117.0
職員数合計		74	678.2
②倉庫	①の13%		88.2
③会議室・便所・洗面所・その他諸室	7m ² × 職員数		518.0
④玄関・広間・廊下・階段等の交通部分	(①+②+③) × 40%		513.7
⑤議場等	35 m ² × 議員数	16	560.0
計			2,358.0

庁舎規模は、2,300m²を上限とする。

6. 新庁舎の構造

新庁舎は、想定外の大津波にも対応できるよう、新庁舎は4階建て以上で建設し、高層階に災害対策本部を設置するものとし、また、大津波発生時には、3階以上の階層を住民のための津波一時避難所として機能させます。

このことから、津波に強い鉄筋コンクリート造で新庁舎を建設します。

構造は、鉄筋コンクリート造とする。

7. 新庁舎の建設手法

(1) 建設手法の特徴

新庁舎の事業手法については、主なものとして「設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）」、「設計・施工分離発注方式」、「リース方式」、「PFI方式」が挙げられます。それぞれの特徴は次のとおりです。

事業手法	建設費	工 期
設計・施工一括発注方式 (デザインビルド方式)	低い（設計・施工の一体管理）	短い（手続きの効率化）
設計・施工分離発注方式	高い (設計・施工・維持管理の分割発注)	長い
リース方式	低いが、分割で支払いを行うため、リース料には利子が上乗せされる。 (設計・施工・維持管理の一体管理)	短い（手続きの効率化）
PFI方式	低い（設計・施工・維持管理・運営の 一体管理）	長い（PFI法で規定される手続 きを行う必要があるため）

(2) 新庁舎の建設手法

一宮町は新庁舎建設の他にも、平成33年度までの今後10年間のうちに、一宮小学校体育館耐震改修工事や一宮町中央ポンプ場設備保守点検などの維持・修繕に約12億円、津波対策として一宮保育所の移転等などの建替事業実施に約6億円の支出が予想されています。また、現庁舎は老朽化により大規模地震に耐えられない構造体であることから、災害対策本部機能の確保としても新庁舎建設は早急に行う必要があります。このため、民間のノウハウを有効活用でき、従来方式と比較して建設コストの縮減が図れ、事務の効率化、事業期間の短縮化が図れることから、「設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)」により整備を検討していきます。

建設手法は、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)とする。

(3) 設計・施工業者の選定方法

設計・施工業者の創意工夫を十分に生かした契約を締結することができること、また、公平性等の観点から、公募型プロポーザル方式により業者選定を行います。

この方法は、価格のみの競争ではなく、技術提案書等の価格以外の要素を評価し、最も評価の高い者を落札者とする選定方法です。

設計・施工業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

8. 新庁舎建設の配置計画

(1) 計画配置の方針

- ア 庁舎敷地については、中央公民館や保健センター等の周辺環境との調和や、交通環境への配慮を考慮した計画とします。
- イ 仮設庁舎を設けずに、現在の役所機能を維持しながら、新庁舎の建設を行います。
- ウ 現在の本庁舎は、新庁舎建設後に解体し、来庁者の駐車場として整備を行います。
- エ 新庁舎に配置する部署は、総務課、まちづくり推進課、税務課、住民課、都市環境課、産業観光課、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、固定資産評価委員会事務局とします。
- オ 新庁舎の詳細な建設位置、建物の向きや高さ等は、次の図の中で黄色で示した建設可能エリアの中から、最適と思われる建設位置について各社からプロポーザル時に提案してもらい、審議のうえ決定します。



9. 事業費

ア 概算事業費と財源

事業費の算定にあたっては、近年の他の自治体における建設の事例などを参考にしながら、以下のとおり概算の内訳を想定しています。しかし、資材価格の高騰など、今後の社会情勢による変動や、現在想定している以外の工事の発生も考えられます。財源については庁舎建設整備基金の範囲内で概ね賄うものとし、将来の町民負担を抑えるものとします。

【鉄筋コンクリート造 設計・施工一括発注方式で建設した場合の概算事業費の試算】

費　目	金額(千円)	備考
設計費 建設費	621, 000	2,300 m ² × 270,000 円/m ² (庁舎本体、外構、電気・ガス・水道、浄化槽、エレベーター、非常用電源設備)
什器・備品	34, 500	2,300 m ² × 15,000 円/m ²
現庁舎取壊し・舗装費	37, 200	1,100 m ² × 30,000 円/m ² ・600 m ³ × 7,000 円/m ³
庁内ネットワーク設備等 移設費	36, 000	
工事発注支援・設計施工 監査業務委託費	11, 000	
予備費	10, 300	
小　計	750, 000	

※基礎杭、地盤改良にかかる費用については、ボーリング調査結果に応じて別途検討する。

【財　源　の　内　訳】

費　目	金額(千円)	備考
庁舎建設基金	650, 000	平成23年度末
一般財源	25, 000	
地方債	75, 000	
小　計	750, 000	

総事業費（概算）は、750, 000千円とする。

10. 建設スケジュール

